

新 旧 対 照 表

新  
高知県医療法施行細則（抜粋）

（免許証の写しの保管）

第6条 病院、診療所又は助産所の管理者は、診療に従事する医師の免許証の原本を確認の上、確認した年月日及び原本と相違ない旨を記載し、確認した者が記名した免許証の写しを保管しなければならない。

（様式）

第10条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

（1）～（26） 略

（27） 省令第27条第1項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射器具（その装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下のものを除く。）の設置の届出書及び省令第27条第2項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射器具であってその装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下のものの設置の届出書及び省令第27条の3第1項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素使用器具の設置の届出書 別記第27号様式

（28） 省令第27条第3項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射器具であってその装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下のものの備付けの届

旧  
高知県医療法施行細則（抜粋）

（免許証の写しの保管）

第6条 病院、診療所又は助産所の管理者は、診療に従事する医師の免許証の原本を確認の上、確認した年月日及び原本と相違ない旨を記載し、確認した者の記名押印をした免許証の写しを保管しなければならない。

（様式）

第10条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

（1）～（26） 略

（27） 省令第27条第1項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射器具（その装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下のものを除く。）の設置の届出書及び省令第27条第2項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射器具であってその装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下のものの設置の届出書 別記第27号様式

（28） 省令第27条第3項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射器具であってその装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下のものの備付けの届

出書及び省令第27条の3第2項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素使用器具の備付けの届出書並びに省令第28条第2項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の備付けの届出書 別記第28号様式

(29)～(43) 略

(44) 省令第29条第3項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所に診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった場合の届出書 別記第44号様式

(45) 省令第29条第3項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所に診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった後の措置の概要の届出書 別記第45号様式

(46)～(79) 略

出書及び省令第28条第2項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の備付けの届出書 別記第28号様式

(29)～(43) 略

(44) 省令第29条第3項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所に診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった場合の届出書 別記第44号様式

(45) 省令第29条第3項に規定する法第15条第3項の規定による病院又は診療所に診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった後の措置の概要の届出書 別記第45号様式

(46)～(79) 略

(80) 省令第39条の27第1項に規定する法第70条の19第1項の地域医療連携推進法人の代表理事の選定の認可の申請書 別記第80号様式

(81) 省令第39条の27第2項に規定する法第70条の19第1項の地域医療連携推進法人の代表理事の解職の認可の申請書 別記第81号様式